

# 福井県屋外広告物審議会 会議録

## 【第4回】

日 時 平成27年2月17日（火） 10:00～12:00

場 所 福井県国際交流会館 第3会議室

## ■ 日時、場所

- ・平成27年2月17日（火） 10:00～12:00
- ・福井県国際交流会館 第3会議室

## ■ 出席委員

- ・野嶋会長、内村委員、原田委員、西畑委員、塩出委員、津田委員、木下委員、宮崎委員、中屋委員

## ■ 概要

### (審議事項) 屋外広告物の規制見直しについて

#### ○ 事務局からの説明

- ・許可基準見直し（案）、規制見直しに伴う社会的影響、広告主団体・屋外広告業者からの意見聴取の結果などを説明

#### ○ 審議会委員からの意見・指摘

##### 【委員】

- ・ふるさと福井の魅力アップには良好な景観づくりが重要であるため、景観に影響をおよぼす屋外広告物について規制内容を見直すというのはわかるが、ふるさと福井を売り出すために県として全体的にはどのような戦略を考えていて、その中で屋外広告物の規制見直しがどのような位置づけになっているのか総合的な整理が必要。
- ・金沢美術工芸大学 寺井准教授の「広告物の減殺効果」の研究を踏まえて、今後は「伝わりやすい」、「デザインが良い」、「景観向上につながる」屋外広告物が求められるとしているが、規制を見直すことで、このような屋外広告物が設置されるのか関係性が示されていないので、整理が必要。
- ・規制地域を5つに細分化して数値基準を設定することについて、細分化する大きな目的はその地域にあった景観を形成していくことであるため、数値基準の「強」・「弱」という表記はあまり意味がない。
- ・禁止地域を3つに分けているが、第3種禁止地域の位置づけがあいまいである。道路沿いや文化・教養施設「周辺」の良好な景観形成という考え方は第2種禁止地域と同じであるため、第3種禁止地域を設けることについて理由の整理が必要。
- ・足羽山、足羽川の景観を福井のシンボルとして考えるのであれば、足羽山、足羽川の周辺は許可地域ではなく、禁止地域として区分すべきではないか。
- ・第2種許可地域では規制見直しにより既存不適格となる広告物について、社会的影響を考慮して、厳密な経過措置期間は設けず、変更や改造時に新基準に適合するよう求めていく方針だが、この地域における広告物数が圧倒的に多いので、第2種許可地域の広告物も改善を進めないと県全体としての景観は良くならない。

##### 【委員】

- ・屋外広告物の規制を見直すことについて方針は良いと思うが、既存不適格となる広告物に関しては、経過措置期間を設けるとともに、新たな許可基準に合わせるための撤

去や改修費用について補助制度を創設するなど対策を考える必要がある。

- ・規制見直しによって良好な景観づくりを進めることで、観光振興や経済効果の面でのような効果があるか、気になるところである。
- ・先日、県の「観光新戦略（案）」を見たが、この中に屋外広告物規制の見直しによる観光地の魅力ある景観形成という施策が入っていない。
- ・今回の規制見直しは観光面でも効果が期待できるので、「観光新戦略（案）」の施策として位置付けた方が良い。
- ・単に景観を良くしたいという論法ではなく、屋外広告物の規制見直しにより、良好な景観や魅力ある街並みづくりを進めることで、観光客や来客者呼び込み、地域全体が潤うといった観光振興や経済面での効果も発信した方が良い。

#### 【委員】

- ・金属製の広告板や屋上広告の一般的な耐用年数は20年だが、設置から10年経過すると実際は本格的なメンテナンスが必要になるので、新たに設置する広告物を新基準で規制していけば、10年後には自然とすべての広告物が新基準に適合するはずである。
- ・交差点の角地は狭くて、宅地としての利用価値があまりないにも関わらず、固定資産税は支払う必要がある。
- ・少しでも収入を得ようとして野立看板を設置させている地主もいるので、野立看板の規制については、野立看板業者だけでなく、地主からも反対があるかもしれない。

#### 【委員】

- ・信号機を設置する場合、警察としては視認性に問題がないことを確認して設置している。
- ・交差点内での事故が多く、事故原因の多くがわき見・よそ見運転であることは確かだが、交差点内で事故が多く発生する原因やわき見・よそ見運転をする原因まで分析したデータはないので、野立看板が原因で事故が起こったなど野立看板と交通安全の確保について、明確な因果関係を証明することは難しい。
- ・今回の規制見直しにより、交差点周辺の野立看板がなくなれば、信号機や標識の視認性や交差点内での見通しが良くなるなど効果はあると思うが、県内すべての信号交差点を規制するのか、特に事故の危険性が高い交差点に絞って規制するかなど考え方の整理は必要だと思う。

#### 【委員】

- ・足羽山、足羽川の周辺規制については、守るべき景観が重要という考え方もある一方、場所としては福井市中心部の商業地域でもあるため、経済活動に配慮することも必要である。
- ・その意味で、禁止地域と区別することについて趣旨は理解できるので、「第1種許可地域」というネーミングを工夫し、足羽山、足羽川の景観保全のため「特別に」規制をかける地域であることがわかるようにしてはどうか。
- ・広告物の色彩についてもマンセル値による規制導入を検討しているが、文字の字体や

表示面に対する文字の割合などについても何らかのルールを設けることができると、広告物のデザインは非常に良くなるので、次のステップとして検討をお願いしたい。

**【委員】**

- ・民間の広告物だけでなく、県や市町が設置している案内誘導サインなど公共広告物についても、大きさやデザインの統一を図るなど、景観に配慮したものに改善すべきである。
- ・市町内だけではなく、県内統一したデザインで公共広告物が設置できると良い。

**【委員】**

- ・越前海岸沿いを通る国道305号において、県や市町が設置している公共広告物が景観を阻害している事例もあるため、公共広告物を設置する場合、行政も景観のことを十分考慮することが必要。
- ・数値基準見直しのイメージは1店舗の事例でスポット的なので、数値基準を見直すことでその地域の景観がどのように改善されるのか全体的なイメージがわかりづらい。
- ・現行条例の基準を守っていない広告物も多いと思う。規制見直しに伴う既存不適格の件数を把握するとともに、参考として現行条例の違反状況についてもデータを収集できないか。

**【委員】**

- ・屋外広告物の規制を見直し、良好な景観づくりを進めるという「総論」については多くの賛同を得られると思うが、実際に条例を改正して、新基準に適合しない広告物について、撤去や改修を求めた場合に、補助制度のことも含めて「各論」においても納得がいく説明ができるようにしておくべきである。

**【委員】**

- ・2月15日に札幌市内のビルの看板が落下して、通行人の女性が重体となったことが大きく報道され、屋外広告物の安全管理についても重要性が高まってくると思う。
- ・坂井市では嶺北縦貫線沿いの飲食店等が巨大な自家用広告物を設置していることに加えて、坂井町、春江町、丸岡町、三国町が合併したこともあり、坂井市が設置している公共広告物の大きさやデザインに統一感がない。
- ・民間の広告物に対する規制見直しに加えて、行政が設置する公共広告物についても同じく景観に配慮したものに改善できると良い。